



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ケアサービス
(コード 2425 : J A S D A Q)
代表者の役職名 代表取締役社長 福原 敏雄
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 瀧 裕 司
電 話 番 号 03-5713-1611

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 26 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株につき 200 株の割合をもって株式の分割を行うと同時に、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用により、投資単位は実質的に 2 分の 1 になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	10,500 株
今回の分割により増加する株式数	2,089,500 株
株式分割後の当社発行済株式総数	2,100,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	5,760,000 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 6 月 13 日（木曜日）
基 準 日	平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）
効 力 発 生 日	平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

※ 実質上の基準日は平成 25 年 6 月 28 日（金曜日）となります。

3. 単元株の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

（参考）平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 5 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
（発行する株式の総数）	（発行する株式の総数）
第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28,800 株</u> とする。	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,760,000 株</u> とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u>
	第 7 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 7 条～第 48 条 （条文省略）	第 8 条～第 49 条 （現行どおり）
（新設）	附 則
（新設）	第 1 条 <u>第 5 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u>
	第 2 条 <u>前条及び本条の規定は平成 25 年 7 月 1 日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月曜日)

なお、平成25年6月24日開催予定の第22期定時株主総会において、単元未満株主の権利内容に関する規定新設等を行う定款変更議案を付議する予定です。

5. その他

今回の株式の分割に際しまして、当社の資本金の額の変更はありません。

以上